

飯塚市クーリングシェルター募集要領

1 目的

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下、「改正適応法」という）により、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村は指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という）を指定することができることとなりました。

本市におきましても、市内の公共施設をクーリングシェルターとして指定するとともに、より一層の熱中症対策を図るため、本事業にご協力いただける民間施設を募集いたします。

2 実施内容

- (1) 冷房設備等による適切な空調管理
- (2) 休憩用の椅子やソファ等、受入可能人数に応じた滞在できる空間の確保（既設のもので可）
- (3) 施設の入出口等見やすい場所へのクーリングシェルター案内の掲示（市で定めるもののほか、施設で作成する掲示物も可）

3 応募資格

市内に所在する施設で、次の要件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備^{※1}を有し、適切に管理・運用すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設の指定箇所をその営業時間の範囲内において、住民その他の者に無料で開放することができること。
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間^{※2}（原則3名以上）を確保すること。

4 実施期間

熱中症特別警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日の期間中、熱中症特別警戒アラートが発表された日にクーリングシェルターとして開放することとします。ただし、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

なお、施設の判断により、熱中症特別警戒アラートが発表されていない日についても市民の休息の場としての開放を可能とします。

5 募集期間

随時受付を行います。

6 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかにより、健幸保健課へ提出してください。

7 指定の流れ

- (1) 応募内容の審査
- (2) 協定締結（＝クーリングシェルター指定）

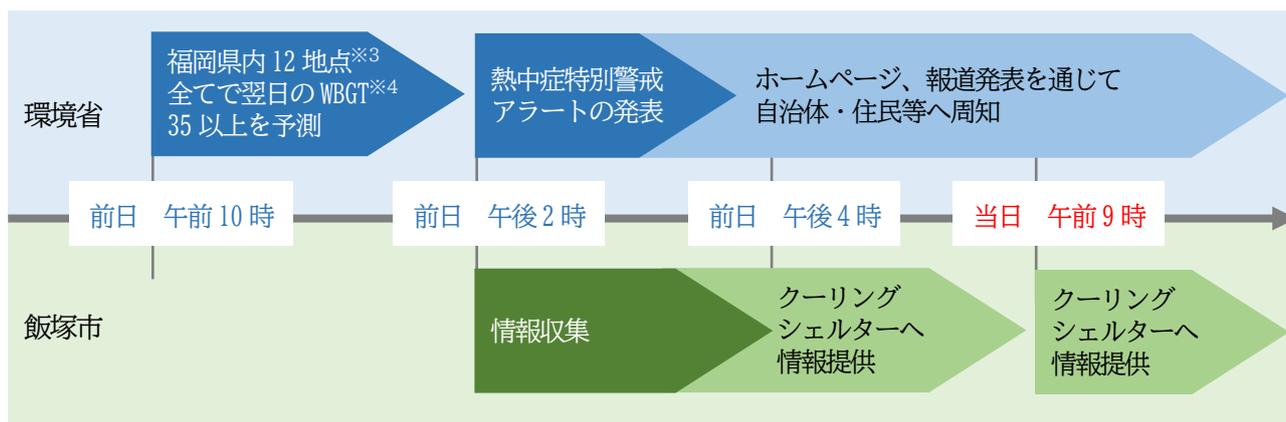
(3) 飯塚市ホームページ等にてクーリングシェルター指定施設の公表

(4) クーリングシェルター運用開始

※協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、次年度についても同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

8 情報提供体制

熱中症特別警戒アラートが発表される前日及び当日に、市はクーリングシェルターに対し以下の流れで情報提供を行います。



9 その他

- (1) クーリングシェルターの開放にあたって必要となる経費（冷房設備の電気代等）は、各施設でのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 協定について疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項について取り扱いを定める必要がある場合は、都度協議のうえ定めます。

10 提出先・問い合わせ先

飯塚市 福祉部 健幸保健課 健幸都市係
〒820-8605 飯塚市忠隈523番地
TEL：0948-96-8614
FAX：0948-25-8994

※1 適当な冷房設備 …定期的にメンテナンスされており、クーリングシェルターの実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備のこと。

※2 必要かつ適切な空間 …クーリングシェルターの規模で判断した空間ではなく、受入可能と見込まれる人数に応じた、一人当たりで滞在することが可能な空間のこと。

※3 福岡県内12地点 …暑さ指数情報提供地点である「宗像、八幡、行橋、飯塚、前原、福岡、太宰府、添田、朝倉、久留米、黒木、大牟田」を指す。

※4 WBGT …人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい「温度」「日射・輻射など周辺の熱環境」「気温」の3つを取り入れた暑さ指数の指標。